

士族民権家の登場

Appearance of Samurai-Democrats

松岡 儔一

要 旨

いわゆる征韓論争による分裂により下野した板垣は、「民選議院設立建白書」を提出した後、土佐に帰郷し、一八七四（明治七）年四月、立志社を設立した。板垣が立志社を設立した第一義的理由は、常職を失い失業者の群となった士族を組織のなかに囲い込み、暴発を防ぐことにあり、板垣たち領袖の任務は、かれら士族に就産への道を指し示し、あわせて士族の精神的鼓舞に努めることにあった。設立に際して作成された二つの「趣意書」は、自助の精神に貫かれた。それは、立志社という名称自体がS・スマイルズの『自助論』を訳出した中村敬宇『西国立志編』の「立志」に由来することに基づいていた。「趣意書」によれば、自助の精神は政治的市民のすすめであったが、その前提として士族は物質的に自立すべきであった。その意味で自助の精神は、士族に自労自食のすすめとして機能した。設立時立志社の活動が、士族の生活協同組合あるいは生活互助会としてのそれであったのは蓋し当然であった。

はじめに

いわゆる征韓論争によって岩倉使節団と留守政府構成員が分裂し、留守政府構成員の主立った者は下野した。下野後、西郷隆盛は鹿児島に帰郷し、板垣退助たちは「民選議院設立建白書」を提出して在朝時代にすすめていた立憲政体樹立を在野にあってすすめることを確認した。木戸孝允・大久保利通たちは、権力闘争に勝利して政権を握ったものの、山積した諸課題の解決という難事はもとより、下野した参議たちの動きにも細心の注意を払わなければならなかった。なぜなら、廃藩置県によって帰属の対象を失った士族の不満は鬱積していたのみならず、秩禄の処分は、殖産興業の妨げを除去するという正当な理由があったとはいえ、士族の生活の物質的基礎を消滅させるものであり、燃えさかる士族の不満に油をさすことになるのは疑いなく、下野した前参議たちがこうした士族の不満エネルギーを吸収する可能性があったからである。そして、その不満エネルギーの中心がこれまで新政府を支えていた討幕雄藩の士族のエネルギーであったのであるから、政府が西郷・板垣たちの動きを注視するのは無理もなかった。

「民選議院設立建白書」は、都市知識人の間で第一次民選議院論争を巻き起こし、それは、板垣たちをも批判の俎上にあげ、有司専制批判の一つの流れを形成しつつあった。そんな中、板垣は土佐に帰郷し、一八七四（明治七）年四月、立志社を設立した。そして、立志社設立に至る過程において、土佐の士族は分裂した。司法省官員は、「明治六年十一

二月ヨリ同七春頃ノ探索書」を、反板垣派の後ろ盾であった佐々木高行に送り、土佐の士族の状況をつぎのように記した。

「県内大凡三党二分レ、一ハ尊攘ヲ称、癸亥前後ヨリ国事ニ苦心スルノ徒ニ決テ、右ハ共和政治又ハ耶蘇ヲ開ク等ノ議起リ、朝廷安危ノ事アルアラバ、直ニ闕下ニ駈付決心ノ論ニテ、此度解兵等ノ挙動ヲ惡ミ、名義ノ論ヲ唱ヘ、彼徒ニ扇動セラレヌ様大ニ注意ス、一ハ佐幕論ノ徒ニテ、右ハ今以テ朝廷アルヲ知ラズ、只管旧主報恩ノ議論ヲ称ヘ、相党與シ、実ハ板垣・後藤等ニ私怨ヲ挟ミ、此板垣氏等旧主家祿ノ金ヲ以テ商法ヲ為損シ、大金ヲ失ヒシヨリ、益怨怒ヲ増長、表ハ旧主安否ヲ問フテ以テ名トシ、巨魁三四名上京ス、一ハ解兵ノ徒ニテ……」①
すなわち、土佐勤王党の流れを汲む勢力（古勤王党）、土佐藩士の上層部であった勢力（静儉社）、そして解兵（立志社）の三つに分裂したというのである。そしてわれわれは、第四にいずれの党派にも属さない中立の士族を加えることができる。それぞれの党派は、立志社が旗色を鮮明にするに従い、立志社と反立志社に色分けされて行くことになる。政府は、当然神経をとがらせて立志社の動向を注視していた。

一般に土佐の立志社こそは、士族民権の典型的な政治結社とされている。たしかに立志社は士族の政社であり、その後の自由民権運動の中で立志社が果たした役割は、周知のとおり大である。しかし、設立当初の立志社は、はたして民権政社といえるようなものではなかったのか、多くの士族は民権ということすら理解できなかったのではないか、という疑問が残る。本稿の課題は、このことを問い、立志社が民権政社に脱皮する糸

口は奈辺にあつたかを検討することにある。

①『古飛呂比較』「佐々木高行日記」第六卷 二〇頁

一 立志社設立

1

板垣が征韓論争を機に下野したのに伴い、近衛隊を辞職した土佐出身の将士たちは、七三（明治六）年一月、東京において「辞職ノ後ニ至リ転々国家ニ尽スアラント欲シテ」①合盟した。それが海南義社であつた。その「盟約趣意書」には、辞職後も「益々相親交シ、以テ其志ヲ培養シ、愈相協和シ、以テ天下ノ形勢ヲ察シ、一旦緩急有事ノ際、内ハ皇国ヲ愛護シ、外ハ強禦ヲ捍ギ、全力ヲ以テ用ヲ相成スハ、吾輩有志平生ノ義務」であるから、「軽躁事機ヲ誤ル」ことのないように、「諸事必ラス相共ニ商議シ、相共ニ進退アランコト」を希望してこの盟約を結ぶと記された。そして、その一条には、「社中諸般ノ事、因ヨリ衆議ヲ尽スト雖モ、論決スルハ従前少佐又ハ同官相当以上ノ任ニ在ルベシ」と記され、第五条には、「此社中ノ者ハ諸事己レヨリ上任ノ者ニ服従スルハ勿論、諸般ノ法ヲ犯ス者ハ、義社ニ於テ嚴ニ所置アルベシ」と記された。「盟約趣意書」に署名したのは谷重喜、北村重頼、山地元治、長屋重名、片岡健吉、高島長祥、土屋可成、岩崎長明の九名であり、外務省出任であつた林有造を除けば、他の八名はいずれも少佐以上の軍人であつた。すなわち、海南義社は近衛隊の任務と性格をそのまま引き継ぐものであつた。

右のような性格と任務をもつ海南義社を設立した第一の理由は、激高する近衛脱隊兵士のエネルギーを組織内に係留し、その暴発を未然に防ぐことであつた。翌七四年一月一四日に脱隊将士のうち征韓派の土佐士族武士熊吉以下八名による右大臣岩倉具視要撃事件（赤坂喰違事件）は、「軽躁事機ヲ誤ル」ことのないようにという「盟約」文言が、単なる飾りではなかつたことを示して余りある。第二の理由は、かれらは、旧土佐藩士として団結して規律ある集団として存在してのみ「維新ノ功臣」を出した集団であり、政府にむかつて発言し、あるいは獅子の分け前を要求する力を保持できた。かれらが利益集団として存在するためにも、「諸事必ラス相共ニ商議シ、相共ニ進退」する必要があつたのである。

このように、立志社を設立する母体となつた海南義社は、その本質において、いささかも自由民権運動と縁のない武人の結社であつた。かれらは、近衛を脱隊した以上、失業者の群に過ぎなかつた。かれらの団結を維持して、その生活救済を図ると同時に、その方向性を示して精神的鼓舞（士族の存在理由の模索）に努めることは、板垣たち指導者の義務であり、それは急を要していた。赤坂喰違事件のわずか三日後に愛国公党から「民選議院設立建白書」が提出されるのも、それまでに準備があつたにせよ、このことと無関係ではないであらう。

①植木枝盛編「立志社始末記要」（『史学雑誌』第六五編一号所収 六四頁）

2

近衛脱隊の兵士たちは、帰郷後、鹿兒島の西郷隆盛の動静に注目しながら、板垣の帰郷を待っていた。かれらは、不満を募らせながらも、何をなすべきか分からなかった。そのころ土佐に送り込まれた密偵の報告書によれば、「解兵二七ノ日ヲ以テ大会シ、其余日夜ニ相集合スルヨリ、外見ハ頗ル深意アルニ似タレ共、其内実ニ至リテハ、少シモ恐ルベキ事無く、畢竟主宰ノ者議論モ無く、素ヨリ人望モ無キ故、只相互ノ激談耳ノ由ナリ」①とある。おそらくこの報告書が記された直後にあたる七四年二月、江藤新平は郷里佐賀の士族の期待に耐えかねて拳兵にふみきり、まもなく敗走した。そして、板垣が帰郷した三月二六日の翌日、江藤は土佐の甲浦にて捕縛された。板垣は、土佐の士族の団結を維持し、それに拳兵以外の目標を設定することを急がねばならなかった。板垣は、直ちに片岡健吉たちと相談し、立志社の設立へと動いた。

板垣は、立志社を設立するにあたって「立志社設立趣意書」②を作成した。「趣意書」は、その冒頭に、「今我国二千五百年来の大改革に遭際し、旧俗日に壊れ、新政未だ備はらず、実に我輩奮励勤勉、以て天下の元気を維持振起し、相共に我天皇陛下の尊栄を増益し、我日本帝国の福祉を昌盛するを務むるの秋なり、故に我輩斯の立志社を建て、以て諸君と茲に従事せんと欲す」と記し、ついで郷党の団結の必要を訴えた。

「嚮には我輩同社の士、敢て自ら率先し政府に建言し、天下の民会を立んを請ふ、即亦た此の志なり。夫れ高知県は我輩貴属の地にして、我輩の諸君における、情誼亦特に篤し、即ち諸君と相共に勉励、以て

此の志を達せんと欲す」

おそらく「趣意書」の主旨は以上に尽きた。以下「趣意書」は、「天下の元気」に対する人民の責任について論じた。

「夫れ天下の元気すれば、即ち其国強盛、而して其人民の福祉、斯に長ず。然るに天下の元気と云ふ者は、乃ち人民各個の元気相聚るのなる者なる而已。故に其人民気風の強弱盛衰、乃ち天下の元気を消長す。然らば則ち我輩一人一個の天下に於ける、各其責任を負ふる者なり。欧人言へるあり、国は人民反射の光なりと。……今我国大変革に遭際し、世動もすれば、智儂詐偽に趨つて、無恥ものあり。是れ我帝国の蟲賊なり。我輩誠に発奮し、天下の元気を振はんと欲す。則ち宜しく先ず自ら修め、治むるよりして始め、而して人民の権利を保有し、以て自主独立の人民となり、欧米各国自由の人民と比交し得るを務めずんばある可からず」

「人民の権利」とは、「權威以て之を奪ふを得ず、富貴以て之を圧するを得」ない天賦人權の謂であり、これが「不羈独立の人民」の理論的基礎である。この天賦人權論に「夫れ政府なる者は、畢竟人民の権利を保全せんが為に設立せらるる者にして、純ら人民の為なり。故に欧語に、政府の官員を指して公共の僕と謂ふ。然らば則ち人民は国の本なり。今我輩其一分に居る、豈に亦た自ら敬し自ら尊ばざる可ん哉」の一節を重ねるなら、それは社会契約論となる。しかし、「趣意書」は、この一節を先の文脈にしたがって、人民の国家に対する義務へと収斂する。したがって、天賦人權を「伸ん」には「天下の民会」＝民選議院を設立しな

ければならないのであるが、それは「天下の元気を維持振起」する用具、すなわち人民の自己教育の場であるということになる。そしてその結果、「人民其政府に依頼すること過甚なれば、則ち自主の氣風を傷ふ」という文言に帰結する。権力と人民は対立しない、すなわち、政府と民選議院は対立するものではないのである。勿論「趣意書」は有司専制批判を欠落した。

「趣意書」は、日本人民が「欧米各国自由の民」と肩を並べることを目指した。その期待は、欧米各国の富強が、まさに自修自治自立の精神をもった人民に支えられているという認識に基づいた。人民が国家の富強を支えなければならないのは、「人民は国の本」だからである。

「夫れ我輩誠に人民の権理を伸んと欲す、則ち民会必ず立てずんばある可からず」。民選議院もまた人民各個の自修自治自立の精神の延長にある。「則ち其の自ら修め自ら治め、以て其政府に依頼すること過甚ならざる者、亦其の責任なり、故に其自ら修め自ら治むる者、即ち我輩人民たる者の務なり」。

この「趣意書」が、「民選議院設立建白書」の再確認であることは、説明するまでもない。ここで特徴的なのは、天賦人權（自然権）論—社会契約論という一七、八世紀西洋近代政治思想をベースにしながらも、それと全く異なった文脈として提出されていることである。すなわち、一七、八世紀西洋近代政治思想としての自然権論—社会契約論は、所与の政治社会に対する抗議、あるいは政治変革の原理として提出されたが、「趣意書」においては、所与の政治社会（明治国家）を支える論理とし

て提出されていることである。所与の政治社会が、自然権論—社会契約論から導かれる《あるべき政治社会》として機能していないことへの抗議ではなく、所与の政治社会を支える《あるべき国民》が失われていることへの嘆きがその趣旨である。《あるべき国民》は、自修自治自立の精神を持つべきであり、自修自治自立の精神は、「信義」・「廉恥」を基礎とする。今まさに「信義」・「廉恥」が失われようとしている、これでは政治社会（明治国家）の富強は望べくもないというのである。勿論、「信義」・「廉恥」は、士族の志士としての徳目である。

この「趣意書」の名宛人は、人民一般の形式をとりつつも、主要なそれは士族であった。板垣は、士族こそはこれまでそうであったように、これからも日本を支えて行く《あるべき国民》の中核であるという認識を示し、常職を失い失意のうちにある士族の精神的鼓舞を図ろうとしたのである。

- ①『保古飛呂比』第六卷 一九頁
- ②『自由党史』上巻 一三七—一四一頁

3

ところで、この「趣意書」は、S・スマイルズ（一八二—一九〇四）の『自助論』(Self Help 一八五九)の第一編を基調とするものであった。それは、立志社の名称が中村敬宇による『自助論』の訳出『西国立志編』の「立志」にあったことにふさわしかった。

当時のイギリスは、一八三〇—四〇年代の政治の季節が終わり、世

界の工場”としての繁栄を基礎に、ブルジョア階級はもとより労働者階級さえも体制内化が進み、階級・身分・職業の枠を超えて地位の上昇を目指す動きが大きな潮流となっていた。そうした潮流の中でスマイルスは、『自助論』において、この繁栄をもたらせた立志伝中の人物の勤勉・節約・正直・忍耐等の徳目を中心とした自助精神を描くことによって、当時の青年たちの精神鼓舞に努めた。かかる自助精神によって、総ての者に成功が約束され、その成功は同時に当該国家の繁栄をもたらすとスマイルスは説いた。

『自助論』は、資本主義社会における通俗倫理（生活哲学）の書であり、政治の書ではなかった。しかしこのことは、スマイルスがこの書で政治哲学を披瀝しなかったことを意味しない。かれは、立志伝中の人物の逸話を語る理由を記した。それが、第一編「邦国及び人民ノ自ラ助クルコトヲ論ズ」である。その第一章「自ラ助クルノ精神」は、「天ハ自ラ助クルモノヲ助クル」と書き出され、つぎのように記された。

「自ラ助クト云コトハ、能自主自立シテ、他人ノ力ニ倚ラザルコトナリ、自ラ助クルノ精神ハ、凡ソ人タルモノノ才智ノ由テ生ズルトコロノ根源ナリ、推テコレヲ言ヘバ、自ラ助クル人民多ケレバ、ソノ邦国必ズ元氣充実シ、精神強盛ナルコトナリ。他人ヨリ助ケテ受テ成就セラルモノハ、ソノ後必ズ衰フルコトアリ。シカルニ、内自ヲ助ケテ為ストコロノ事ハ、必ズ生長シテ禦グベカラザルノ勢アリ。蓋シ我モシ他人ノ為ニ助ケテ多ク為サンニハ、必スソノ人ヲシテ自己勵ミ勉ルノ心ヲ減ゼシムルコトナリ、是故ニ師伝ノ過嚴ナルモノハ、ソノ子弟ノ自

立志ヲ妨グルコトニシテ、政法ノ群下ヲ圧抑スルモノハ、人民ヲシテ扶助ヲ失ヒ勢力ニ乏シカラシムルコトナリ」①

以下、第二章「人民ハ法度ノ本」、第三章「国政ハ人民ノ光ノ返照ナリ」、第四章「邦国ノ盛衰」……と続く。スマイルスによれば、国家は人民の集合物である。自ら助ける努力をなす人民の多い国家こそが繁栄を約束される。それゆえ、自ら助ける努力を抑圧する裸の専制はもとより、啓蒙的専制も自助の精神と相入れない。すなわちかれは、資本主義社会の通俗倫理を語るにあたり、それにふさわしい政治哲学としての自由主義的民主主義を前提としたのである。この前提ゆえに、立志社員はこの『自助論』を通俗倫理の書としてだけではなく政治の書として受け入れた。そして、スマイルスの自助精神をもつ人民によって国家の繁栄が保障されるという趣旨は、国家の繁栄のためには人民は自助精神をもたねばならないと逆立ちして読まれた。スマイルスの挙げた立志伝中の人物の徳目は、志士の徳目へと横すべりし、スマイルスの国家からの自由は、国家への自由に変質せしめられた。すなわち、スマイルスの自助精神は、国家への責務を果す要件として措定されたのである。

①中村正直訳『西国立志編』富山房 昭和二十一年 二一—三頁

4

さて、「趣意書」に示されたごとく、運動が国家への責務の自覚へと収斂する人民の自修自治の精神の涵養を基調としたゆえに、その担い手は当面、国家への責務を自覚した士族に期待された。かれらはその自覚

をもつがゆえに知識人であり、他の一般人民（農工商）はその自覚の欠如ゆえに愚民であり啓蒙の対象であった。しかし、その期待される士族はいまや失業者の群にすぎなかった。いかにするべきか。

右の問題を処理するために、板垣は、「結社ノ事已緒ニ」①ついたり、さらに別の「趣意書」（前者と区別するため「立志社アピール」と仮称する）②を作成した。

「アピール」は、「趣意書」を受けて、その冒頭に「西人云ヘル事アリ、自主ハ智識ニ本ヅキ政事ハ自主ニ立ツ、政事民工ヲ出ダシ民工富強ヲ生ズト。夫レ人民智識ニ乏シケレバ則チ進取シテ開化ス能ハズ。其ノ自主ノ氣風存セザレバ則チ其ノ智識ヲ活動シテ大イニ一般公共ノ利ヲ謀ル能ハズ」と記された。ここでも『自助論』が顔を出している。

「アピール」は、さらに続けて「自主ノ氣風」の現状認識を示した。「今や朝廷已ニ数百年ノ封建ヲ廢シ新タニ郡県ノ制ニ倣ラセ、四民平等、以テ各々其々自主ヲ保タシムル道ヲ開カントス。然ルニ変革已ニ大ニ、新制未ダ備ラズ、三民未ダ自ラ奮伸シ、以テ独立ノ人民トナルニ違アラズ、而シテ士族且ツ將サニ其従前ノ地位ヲ保ツ能ハズ、退却シテ三民ト共ニ彼ノ卑屈固陋ニ陥ラントス。夫レ士族ナル者ハ四民ノ中ニ就イテ独リ稍々其智識ヲ有シ、粗々自主ノ氣風ヲ存スル者ナリ。今三民ノ地位未ダ進マズ、而シテ士族先ツ其従前ノ地位ヲ失ス。是レ則チ挙国ノ人民將ニ其智識氣風ヲ喪ナハントスル也」

先の「趣意書」において語られた人民一般は、「アピール」において、さらに具体的な顔をもつ士族と三民（農工商）に分けて考察された。そ

して、士族こそ「智識」と「自主ノ氣風」の持主であると措定され、その士族が常職を失うことよって「智識」と「自主ノ氣風」を喪なおうとしている、ために「挙国ノ人民」すべてが「智識」と「自主ノ氣風」を喪なおうとしているのであった。

もはや士族の常職を回復することはできない。ここで「アピール」は、四民が「互ニ相友愛シ、相資助シ、而シテ其ノ不足ヲ相補フ」ことを要請した。三民には、「恒産」をもちながらも「智識」と「自主ノ氣風」の持主は希であり、士族は「智識」と「自主ノ氣風」をもつことにおいて四民の中で一番であるにもかかわらず、「將サニ貧窮困厄ニ陥リ殆ンド無産ノ民タラントスル者」が少なくないからである。

「今日ニ在テ士族ノ応サニ自ラ勤勉シ、以テ其ノ産ニ就キ、及ビ三民ノ応サニ自ラ奮勵シ、以テ其陋ヲ去ル可キ者固ヨリ両ツナガラ言ヲ俟タズト雖トモ、四民亦タ宜シク其相互ニ兄弟シ視ルノ愛ヲ推シ、士族ハ則チ三民ノ卑屈固陋ヲ以テ之ヲ輕ンジ之レニ倣クナク、必ラズ相融合シテ一ト為リ、以テ其ノ智識氣風ヲ上進セシムルヲ要シ、而シテ三民ハ則チ士族ノ窮困厄ニ乗ジテ之ヲ扼シ之ヲ擁スルナク、其不幸ヲ見テハ必ず之ヲ救済センヲ務ム可シ」

「アピール」は、立志社Ⅱ士族から恒産ある三民（豪農商）への協力要請であった。おそらく板垣は、討幕運動における勤皇の志士と、それに協力した豪農商の関係を想起していた。そしてこのことこそ、第一次民選議院論争において板垣たちが、民選議院への参加者を「維新ノ功臣」を出した「士族及ビ豪家ノ農商」とした理由の基礎であった。

それにしても士族に都合のいい身勝手な協力要請であった。つい数年
前まで士族が三民に「卑屈固陋」であることを、その武力を背景に強要
することこそ士族の常職であったことは忘却された。三民の積極的協力
は得べくもない。そのうえ、右の協力要請は、三民を運動における同盟
者として位置付けていない。三民は士族民権家の啓蒙の対象であり、啓
蒙の成果として志士＝民権家へと政治的上昇を遂げるか、その恒産に
よって志士への協力者として存在してのみ意味ある存在であった。そう
である限り、政府の諸政策、とりわけ地租改正による重圧に対し反政府
エネルギーを蓄積しつつある農民を中心とする三民たちとの統一戦線の
形成は不可能であった。そもそも立志社領袖の一人であった林有造は、
先年農民一揆鎮圧の責任者であった。あるいは、士族が常識を失うこと
によって知識・気風を失い「三民ト共ニ彼ノ卑屈固陋ニ陥ラントス」と
記したとき、士族の知識・気風はその程度のもだったのか、と他の三
民から嘲笑されるかもしれないことを顧みる余裕さえ持ち合わせていな
かった。ひたすらに士族が政府の政策の被害者であることばかりが強調
された。三民の積極的協力は得るべくもない。

かくして右の「アピール」は、立志社の地平の限界を示すとともに、
指導者たちにとって士族の生活救済がいかに急務であったかを示すもの
であったといえよう。かれらの生活救済に対する指導者の力量こそがか
れらの団結を可能にし、指導者を指導者たらしめるものであった。

①「立志社始末記要」前掲 六七頁

② 同 六七―六八頁

二 七四年立志社の活動

1

スマイルスの自助精神は、国家への責務を果たす要件として措定され
た。しかしながら、国家への責務を果たす条件として士族は物質的に自
立していなければならない。その意味で自助精神は、まずもって失業者
の群として存在した士族に自労自食のすすめとして機能した。

「立志社始末記要」によれば、後述の立志社学舎設立より先に「已ニ
興産ノ事業ヲ起サン事ヲ謀リ、社員ヲ各處ニ派生シ、安芸群馬路・畑
山・内原野・入川内・香美郡片地・豊永郷安丸・山田野地・高岡郡津ノ
山郷其他便宜ノ各處ニ各種製茶ノ業ヲ開」①いたとあるが、その実態は
あきらかではない。ここでは、比較的実態のあきらかな家禄奉還金立替
事業と官有林払下げ運動を検討しておきたい。

一八七三（明治六）年一月二七日、政府は、家禄・賞典禄還納の制
度を定め、百石未満の者には家禄奉還金を許可し、代償としてその半額
にたいして一時金、残る半額にたいしては公債を支給することを決した。
政府は、このことによって表面的には士族の就業資金にあててることを装
いつつ、本質的には国家財政を逼迫させ殖産興業政策の妨げとなる家禄
の整理を行おうとした。

土佐における貧窮士族たちは、この決定を知ると、いつ下付させるか
しれぬ一時金をあてにし、豪商たちに一時金引取の委任状を与え、きわ
めて安い額で立替を豪商たちに仰ぎ生活費にあてはじめた。七四年一月

一九日付で原轍が佐々木高行に送った書簡には、「士族は益困窮致、此頃日は或は家禄券を以て貸入、或は当年米を売捌杯、種々遣り操にて、今日を凌ぐ模様、誠に気の毒に御坐候」②と記された。

かれら貧窮士族たちにとっては、「立志社設立趣意書」に書かれた天下国家論よりも、今日明日の生活の方が心配であった。四月一〇日の立志社発会式の景況がそれを示した。四月一二日付で原轍が佐々木高行に送った書簡は、立志社発会式の景況をつぎのように記した。

「一昨十日帯屋町兵屯に於て、会議相開き、当日は発会に付、別段人差を以出席相促し候得共、至て不人数にて、確に会議にも不相成、……其中森復吉郎存慮は、授産之道会社にて施行不可然、政府にて取行ひ当然との事、頻りに申立候由、根元之主題は兼て御承知にも相成べく、即ち別紙（立志社設立趣意書）之通にて、頗る大趣行に候得共、過日の題目は奉還禄売買、富める者は益富、貧者はますます貧候勢、目前に相頭候に付、相応出金を以て買主より取反し、預り置、後日奉還者を救助致すの仕法相立、……」③

かれらを組織化しなければならない。林有造は、右の立替が少なからざる利益を生むことを知り、この立替事業をすることによって得た利益で士族授産のための営利会社を設立しようと計画した。かれは、前年山内家から借りていた二万円と小野組から月一步の金利で借りた六万円を立替資金とした。かれはまた、豪商たちにすでに買った奉還禄を奉還主にあらためて売り渡すように協力を求めた。かくして立替事業は軌道に乗り、一百万円の利益を生んだという④。もちろんこれによって貧窮士族

たちが救われたわけではない。なぜならかれらは、こうして資金を得た場合も借財にたいする返済や小口の消費にあてねばならず、とても就産資金にまわす余裕がなかったからである。一〇月一七日付で原轍が佐々木高行に送った書簡は、つぎのように記された。

「米価は日増しに沸騰、此節一石に付四円六七拾銭許も致候、追々高直の模様候へ共、半禄丈け正米渡に相成、為替願に寄被差明、士族は至極の都合宜敷事に御坐候、併貧窮は益貧なる勢に相成申候、禄奉還被差明候に付、窮困家は多分奉還願出候處、借財の方へ払込資本屹度立候者は稀にて、……」⑤

しかしながら、この立替事業は士族の再組織化には役立ったと言えよう。

右の家禄奉還金立替事業が進んでいた七四年六月、小谷正元・戸部良茂の二人は、二百三人の総代として権令岩崎長武へ本山郷にある十六ヶ山の官有林の払下げを乞う『願書』を提出した。『願書』は、「今般士族永久ノ産業ニ就キ候為メ至仁ノ御趣旨ヲ以テ、家禄奉還ノ者工官林屋舗地荒蕪地等入札高半額ヲ以テ、御払下被仰付候段奉拝承候。然ルニ当県ノ儀ハ禄券売買ノ余無禄ト相成居候者モ不少、殊ニ私共兵役ニ罷出候者共ノ中ニハ是等困窮ニ陥リ居候者尤多ク、縦令奉還セント欲シ候トモ其禄無ク、加之当県下ノ義ハ奥羽等ノ広漠トハ相違シ土地狭險ニシテ開墾ス可キ地処等ニモ乏シク、傍更ニ何等ノ仕様モ無之次第ニ御坐候」⑥と書き出した。

そして「願書」は、土佐において士族の就産を図るには、すでに開墾

した土地の地力を富ます努力をし、物産を増殖し、工業に従事し、鉱坑を開き、あるいは製紙・製茶・製糸などに従事する以外にないが、そのためには「資本金を替ノ融通及び物産引回シ等ノ便利」を図る会社を設立する以外にない、ところがこの会社を設立する資金がない、そこで本山郷の十六カ山を払下げて欲しい、と記している。

右に記された会社は、「願書」と共に提出された「立志社創立条例」にいう会社、すなわち「立志社」である。

- ①「立志社始末記要」前掲 六九頁
- ②『保古飛呂比』第六卷 八頁
- ③ 同 第六卷 一〇三頁
- ④『林有造自歴談』高地利民図書館 昭和四三年 六一―六五頁
- ⑤『保古飛呂比』第六卷 一八七―八頁
- ⑥「立志社始末記要」前掲 七一頁

2

「立志社条例」は、文字どおり立志社を創立する理由を、つぎのように記した。

「士族ノ如キ三百年來廩俸禄食ノ余、一旦遽カニ基本分ノ常職ヲ積カレ、拮据經營以テ力衣力食スルヲ求メント欲ス、勢ヒ難カラサルヲ得ズ。動モスレハ則チ倉皇狼狽如何トモスルコト無キニ至ル、誠ニ慨歎セサル可カラサルナリ、夫レ一人ノ富即チ一国ノ富ヲ増シ、一家ノ貧即チ一国ノ貧ヲ成ス、故ニ士族今日ノ輾轉窮苦スル者即チ天下明日ノ

困弊ナリ、然レトモ国家ノ正税固ヨリ長ク士族ヲ扶持スルヲ得ス、士族タラン者亦固ヨリ徒手遊食スルノ理ナシ、是ニ於テヤ家禄奉還ノ事已ム可カラズシテ、而シテ善ク已就産ノ道ヲ計ラサルトキハ益々窮困ノ甚シキニ至ラントス。是レ此会社ヲ起ササル可カラサル所以ナリ」

①

かくして「条例」は、この「会社」に二課を設け、一課は「物産運搬資本金融通」等のことを主とし、他の一課は「土地ニ就キ士族及ヒ其他ノ三民ヲ奨励シ、地力ヲ竭シ、産物ヲ興シ、工業ヲ盛ニスル」等のことを主とする、かくすれば、「則チ土地ノ開墾、産物ノ運搬、工業ノ盛大、資本金ノ融通並ヒ行ハレテ悖ラス、士族就産ノ道其庶幾カラシ乎」という。そして第一に「此社ヲ創立スルニハ、無産ニシテ就業ノ道ナキ士族及ヒ有志ノ者共連署シテ發起人ト為リ、県庁ノ許可ヲ得ヘシ」、第二条に「本県枢要ノ地ニ本社ヲ創立シ、士族無産ノ者各自營生ノ目的ニ随ツテ相互組合ノ法ヲ立テ、人力ト地力ヲ竭シ物産ヲ増殖シ、以テ就業ノ道ヲ謀リ、且ツ物品運搬・為替取引等ノ便利ヲ開キ、本県一般ノ人民ヲシテ公利ヲ得セシムベシ」と記された。

立志社が士族就産のために設立されたことは明瞭である。自助精神は、まずもって士族にたいして自労自食のすすめとして機能したのである。立志社は県内各地に製茶の業を開いたらしいが、その実態はあきらかではない。おそらく生産・販売に関して豪農商たちの積極的協力をとりつけることができず失敗したのであろう。さきに検討した家禄奉還金の立替事業は、政府による士族の秩禄処分枠内において、士族の一時金取

得を少しだけ有利にするに過ぎず、士族の授産に大きく寄与することはなかった。官有林払下げ運動は、政府に士族救済を請うものであり、政府の諸政策を批判し、かつ自修自治自立を唱える立志社にふさわしいものではなかった。勿論、この事業も士族救済策としてそれほど有効ではなかった。しかし、これらの士族救済事業は、士族を立志社に再編成する機能を果たしたという限りにおいて成功であったといえよう。

①「立志社始末記要」前掲 七二頁

3

最初期立志社の活動のうちで、後の自由民権運動の基礎の一つになるものは、士族の精神的鼓舞を目的として立志学舎が設立され、政談演説会が開かれたことである。

立志学舎の設立に最も力を尽くしたのは、初代立志社長となる片岡健吉であった。かれは、板垣の下野を契機として病気を理由に海軍中佐の職を辞して海南義社の設立に加わった後帰郷し、学校設立に動いた。反板垣勢力は、この動きを不信の目で注視し、佐々木高行にその旨報告し続けた。七四年一月、齋藤某は佐々木に、

「当県人氣惚て平穩、兵隊連も征韓に雷同せざるを見て、論を变じ、只管弊習を改むるに名義を籍り、片謙（片岡謙吉）下著後は専ら学校の周旋に取掛候事、但山内御家の金を余計持参の由なれども、未だ確証無之、右校の輩は兵隊を初、兼て集合の少年三四十名等を第一に導き候事と相見候事」①

と書き送り、司法省官員が佐々木に送った「明治六年十一月ヨリ同七春頃ノ探索書」には、

「片岡健吉帰郷県ノ後ハ、前日ノ論ニ反シ、県中士氣ノ衰弱ヲ嘆キ、学校を設立シ、人氣ヲ振起セント欲シ、旧藩ノ元政府ヲ学校ニ借受ンコトヲ県庁ニ願フト雖トモ、許可無之、依テ板垣氏ノ邸ヲ学校ニ為サント決セシカドモ、解兵中学校ノ事務ヲ担当スル人乏シク、設立ノ後入校ノ人ナキニ至リテハ、嚙笑ヲ一般ニ招キ、却テ益解兵ノ氣ヲ衰弱セシメントノ掛念ヲ生ジ、未ダ開校セザル由ナリ、学校設立ノ資金ハ、旧知事ヨリ貳万円ヲ借用セシ由」②

と記された。

赤坂喰違事件の犯人が土佐の士族であることが判明した後には、学校設立が板垣派の穩れみになる可能性がいつそう強調された。二月一日付で原轍（静儉社々長原茂胤の弟）が佐々木に送った書簡には、「喰違下手人も追々相顯れ候處、我県人に帰候様の姿、何共遺憾に絶不申候、右に就ては、当県の嫌氣も彌増の段、實に不免處と存申候、片岡健吉も下著に相成り、議論は総て相廢し、学校取引と申事には候得共、主意は他に可有之、折に触れ士官輩と出会致候由に候得共、……」③と記され、二月末の同氏の佐々木への書簡には、つぎのように記された。

「片健頗る不穩なる挙動にて、頃日来学校建言の事に取掛り、帯屋町屯所を借入候義、昨今致成就、近日開校の決議に相成候へ共、教師相揃不申、當時は其組にて互に教導の由、追々上国より雇入と申事に御坐候、右の形勢故、衆の見込差当り大事を為候積には無之、漸を以人

心を和し、弘く衆望を得て後、応変の策に可有之と申事、小子等の見も此辺に可有歟と存候得共、喰違一条万一梅高（板垣・後藤……松岡）の辺に波及致し候節は、輕拳に出候程も難計、或は佐賀一党の辺より誘候事も無共難申氣運により、如何成勢に変候程も難計候間、精々注意仕事に御坐候」④

こうした報告から透けて見えるのは、片岡たちが士族を糾合しておくために学校を設立しようとしているという認識である。板垣派の勢力の維持拡大は国家の危機を招くというのである。三月二十七日付で原轍は佐々木に問簡を送り、「梅印〔板垣〕帰郷、其他も随従の由、……憂即時には有之間敷候へ共、大金を以救恤を宗とし、学校を以て人氣を鼓舞致候趣意に就き、他日雲集龍変の憂無とも難計、可懼形勢と申事に御坐候」と記した後、県庁に人物を据えて、「彼の意表に出る程の事業をなし、万事先を施候様の御処置急務かと存申候」⑤と続けた。

ともあれ、そうした中で片岡の希望は、七四年四月、立志社の設立に及んで実現し、同月一〇日、山内家所屬の開成館を借用して立志学舎の開設をみた。

「立志学舎趣意書」⑥は、「人学問ナクンバ有ル可カラズ、国教育ナクンバ有ル可カラズ。是レ世ノ公認スル所ニシテ、即チ我輩ノ今此学舎ヲ開ク所以ナリ」と書き出し、以下のように記した。学問には百科あるがそれを「活動以テ其用ヲ為ス者」は人にある。西洋の教育を説くものが常に「人民ノ品行」を先にするのはこのためである。我国の外貌は文明におもむき、學術技芸は日々進歩しているが、「人民ノ品行」はそれ

に応ていないだけでなく、後退しているように見受けられる。我輩はこのことを深く憂えるのである。「夫レ人民元氣ヲ張ラズ、故ニ品行衰フル者此ノ如シ、則チ其人尊キ所以ノ者果シテ何クニ在ル。而シテ学ノ独リ其用ヲ為ス者未ダ之レ有ラバルナリ」。

「趣意書」はさらに述べる。

「人只ダ敢為ス、故ニ亦能ク忍耐ス、人間ノ事功此二者ニ由ラザル者ハ希少矣。然シテ敢為ナル者ハ即チ元氣ノ養也、而シテ元氣ノ養ハ信義ト廉恥トニ在リ。人苟モ信義ヲ崇バズ、即チ智惟レ恃ミ、猿惟レ用フ。夫レ智巧猿許ナル者必ラズ窮スル所アリ。已ニ窮スレバ則チ元氣斬ニ餒ス。人苟モ廉恥ヲ重ンゼズ、則チ内其敬ヲ失シ、外其義ヲ失シ、言顧ミル所ナク、行愧ツル所ナシ。故ニ今斬ノ元氣ヲ維持振起セント欲ス、先ヅ此ノ二者ノ養ヲ盛ンニセズンバ有ル可カラズ。即チ亦自修自治スル所以ニシテ、我輩人民ノ通議權利ヲ伸ル者是矣」

ここにいう「品行」が、「信義・廉恥」に表象される士族の志士の性格に随伴する徳目であったこと、したがってまた、ここにいう人民の直接的対象が士族であったことは言をまたない。ここでも基礎に据えられているのは、まぎれもなく『自助論』である。「趣意書」は結論する。

「我輩已ニ斬志ヲ以テ此学舎ヲ開キ、以テ一般公共ノ幸福ヲ増長セントス。我輩伏テ望ム、凡ソ諸君ノ此学舎ニ入ル者、必ズ先ヅ斬志ヲ確立センコトヲ。夫レ斬志已ニ立ツ、学其レ以テ用ヲ為ス可シ」

立志学舎は、常職を失い失意のうちにあった士族の精神的鼓舞、志士意識の高揚を主たる目的として開設させた。しかし、常識を失い失意の

うちにあった多くの士族に、立志学舎で学ぶ物質的・精神的ゆとりはなかった。原轍が佐々木高行に送った書簡は、九月三〇日付には「同学校も甚不人数の由」⑦と記され、十一月二〇日付には「立志組も甚不景氣にて、学舎杯は千万不人数の趣に御坐候」⑧と記されることになる。

立志社は、失意のうちにあった士族の精神的鼓舞には直接的には役立たなかった。むしろ立志学舎は、新しい時代到来の予感のうちにあった青年にこそふさわしかった。かれらは、明治啓蒙期の空気の中で呼吸していた。しかし、かれらが立志学舎で学び民権思想を学習するようになるには、洋学を中心としたカリキュラムが採用される時期（七五年一二月）を待たねばならない。このときかれらは、板垣たちによって人民の国家への責務を弁証するために供された天賦人權論・社会契約論を、政治社会構成原理あるいは政治社会変革の理論として捉えかえすことになる。

政談演説会の開催について『自由党史』は、「立志社は又た別に高知帯屋町旧陣営を以て公会堂に宛て、討論演説を開始して、公衆の論難質問をも諾せり、蓋し我邦に於ける政談演説の先駆なり」⑨と記している。政談演説会の第一回開催は、七四年五月一五日のことである。ここにいう「公衆」の中心とは、未だ自由民権を理解していない多数の士族であった。立志社が士族以外の者をも含めた「公衆」にたいして本格的に政談演説を開始するのは、七七年六月七日のことであった⑩。

後に自由民権運動史に大きな足跡を残す植木枝盛は、この政談演説会に出席して政治に覚醒した一人であった。かれの「自叙伝」は、「帯屋

町なる旧陣営に於て板垣君自ら其の立志社を設立する本旨並に其他の時勢に関する演説を為されしを聞き、頗る慷慨心を惹起して、是よりは主ばら精神を傾けて政治書を読むことと為り、代議政体の本旨を斲索するに随つて、愈民選議院設立の事を促さざるべからざるを確信」⑪したと記している。しかしかれは、失業して失意のうちにあった士族ではなく、明治という時代に新しい時代の到来を予感する十八歳の青年であった。

①『保古飛呂比』第六卷 一六頁

② 同 一九頁

③ 同 三一頁

④ 同 三九―四〇頁

⑤ 同 七五頁

⑥『立志社始末記要』前掲 六九頁

⑦『保古飛呂比』第六卷 一八一頁

⑧ 同 一九三頁

⑨『自由党史』上卷 一四五頁

⑩『立志社始末記要』前掲 六五頁

⑪『保古飛呂比』第一〇卷 一一頁

4

立志学舎の設立・政談演説会の開催とともに、後の自由民権運動との関係で特筆すべきこととして、立志社が民会の設立に尽力したことを挙げておかねばならない。

明治七四年三月八日、政府は「区長・戸長取扱ノ義」において「自今官吏ニ準ジ候、追テ一定ノ規則相立候迄……各地適宜ニ相定メ」ることを各県に通達した。この通達を受けて高知県は、同年五月、各郡区に集議所を設けることとした。一般にこれを民会とよんだ。民会は各町村を単位として、戸長以下副戸長、町又は村用係、肝煎をその議員として組織されたものである。

同年六月に「戸長以下会議章程」が発表された。その第一条には「戸長以下新に会議を開くは民の疑団を解き、因習の弊を改め、布令定規を熟知せしめ、不知々々罪に陥り又は枉冤をうくる者なからしめん為めなれば、戸長以下役人其志を体認し深く注意可致事」①と記された。民会が地方人民の政治的啓蒙のために設けられたものであることは明瞭である。そして反立志社勢力は、権令の岩崎長武が親立志社の人物であったため、この民会の設置及び運営が立志社の影響下におかれ、県政が立志社に掌握されることを恐れた。

六月二六日付で原轍が佐々木高行に送った書簡は、つぎのように記された。

「屯営会議も毎々相催候趣候へとも、定人数にて、別段の事之様に承り申候、併小高坂・潮江其長浜迎にて、小会議相催し、長浜の会は随分人数も多く、少年輩は相競争候者も有之由、策問は、無産を有産にする、学校を設立する、捕亡取締を置等の三事を議候趣……一昨日頃県庁より戸長へ令し、区々にて集議致候様の下知有之候由、多分立志より端を起候事と相察申候」②

あるいは、九月三〇日付で原轍が佐々木高行に送った書簡には、つぎのように記された。

「立志社の景況も先相更義之、屯営会議今有之候得共、至て人数少し、同学校も甚不人数の由、……此節諸区会議相開き、頻りに議事盛と相聞申候、江ノ口は甚不景気にて、未だ規則も相立不申、甚区々にて、立志の派周旋を致候、畢竟屯営の会不盛故、県庁を促し、区々の会を催したる故、諸区にて被行候上は、軍営は止ると申事也」③
そして、一〇月一七日付で原轍が佐々木高行に送った書簡は、民会の運営をめぐって立志社勢力と反立志社勢力が対立しているという。

「諸区会議の内、九区は高知の機軸にて、旧門閥家輻湊故、色々議論も有之由、兎角立志組は新説を唱へ他は新規を忌み候勢、何分和合不致景況に相見申候」④

植木枝盛の日記には、しばしば民会への出席が記されている。しかし、先にも述べたように、かれは板垣の政談演説に感動して政治の書を読みはじめたばかりの十八歳の青年である。はたして民会において、人民の政治的啓蒙をなし得る人物が立志社にどれだけいたかは疑問である。そのうえ平民からすれば、士族による平民支配という藩政時代と異ならない地平にある運動と映ったかもしれない。にもかかわらず民会への関与が、最初期立志社の活動の中で最も平民との関係が直接的なものであり、この経験が、後に土佐州会の設立、「府県会規則」批判、海南協同会の設立につながり、海南自由党の基礎となる。

①『高知県議会史』 二七頁

②『保古飛呂比』第六卷 一四四頁

③ 同 第六卷 一八一頁

④ 同 第六卷 一八七頁

5

最初期立志社の性格を特徴づける事件として、寸志兵編成願事件がある。この事件は、台湾出兵を契機に生じた。政府は、七四年二月六日、琉球人が台湾人に殺害されたことを理由にして台湾出兵を行うことを決定、四月一九日、いったん派兵を中止するが、五月四日、再度派兵を決定した。政府にとって台湾出兵は、琉球人殺害事件の処理というより、清国との間に横たわる琉球および台湾の帰属問題を明確にし、その過程で懸案の朝鮮問題の解決を意図した軍事行動であり、かつ、征韓論争で近衛を辞した士族、ことに薩摩士族の歎心を買って、かれらの不満を外事に転じさせ、あわせて元近衛将士の復職を図って将士不足を解消しようとするものであった。しかし、征韓論争によって政府が分裂した直後の征台論に名分はなかった。木戸孝允は、この台湾出兵に反対し、参議を辞した。政府にとって不平士族の眼を国内問題から外事に転じることが、木戸の反対を押しでもなさねばならぬほど緊急を要していたのである。

原轍は、八月一九日付で佐々木高行に書簡を送り、台湾出兵後の土佐の状況をつぎのように記した。

「台湾一条より、支那關係既に彼れ狡黠甚敷、兵艦數艘灣地へ差向、

兵威を以て及談判候との趣、此上は、戦は千万不好候へ共、不得止時勢に立至り候事にて、衆庶以一死奉報之外有之間敷と奉存候、当県少壯輩、何も大競にて出兵之覚悟致候へ共、時勢不分明、廟議之處相待のみ、此度別府氏募兵の爲下県に付云々被仰聞、小弟盡微力周旋仕候へ共、中年以上輩は、兎角持重論有之、碇に難運候へ共、少年輩は飛切随分頼も敷御坐候、立志社も此度は大にいきり、板垣初め、当時の朝廷は不服の廉不少候得共、当危急の際に当り、座視難致との論決にて、過日寸志兵願の爲、谷平次出京に付、此儀は得御承知に相成べく、彼組の見込には、当県にて五千の兵可出とて、頻りに郷中へ人を出し周旋の由、……何分立志も、近頃は会議の手も十分難行、人々倦候姿にて、人氣一和不致の處、此度の一条にて大に勢を得候姿にて、此後の禍如何と苦慮にて御坐候」①

右の出兵に対して、立志社員は動揺した。おそらく立志社員多くの江藤新平をかついで反乱（佐賀の乱）するに至った征韓党が、その「建白書」に、「切に希くは征韓の廟議、至急御決定被遊、臣等をして某先鋒に命ぜらるれば、何の幸か之れに如かん」②と記したのも同じ心的状況に陥つたのである。

同年八月一五日、林有造は立志社総代として、権令岩崎長武（七二年一月～七六年八月在任）に「寸志兵編成願之事」③を提出した。それは以下のように記された。今日は、「実に亜細亜全洲一大改革の時にして、官民共に非常の勉励を以て、共に我が天皇陛下の尊榮を増益し、我日本帝国の福祉を昌盛にするを力むるの秋」である。それゆえ「我輩立

志社を建設し、夙夜勉強自主の民たらんことを務め、我日本帝国の独立を致さん」とした。「自ら治め以て自ら立つこと」は「人民一般の義」だからである。ところで「我帝国の独立を謀る」には、「武を外とし以て文を内にする」べきである。それゆえ「人民の富あり且つ志あるものは、所謂寸志兵なるものを立て、以て国家緩急の需に応ず」べきであり、「我輩嚮きに此に志ありと雖ども未だ此に至るに遑」がなかった。「今回征台の一挙より支那政府に交渉し、之が為め不測の患を醸するの説紛々たり、我輩未だ其由を詳かにせずと雖ども、是れ豈人民たるもの坐視傍観する時ならんや、凡そ国難に際し身を致すは人民の通義、何ぞ我輩の喋々を俟たん、故に民社を団結し、此兵を設け、以て国家の外難に当らんと欲す」。

ところで、そもそも立志社の中核は前年征韓論に敗れて近衛を辞職した者たちであり、政府の外交政策に信を置かないはずである。そのうえ、立志社は士族の生活救済に着手したばかりである。こうした時期に、立志社は、征台の役について「未だ其由を詳かにせず」といった段階で、「国家の外難」と認識し「寸志兵編成願之事」を提出したというのでは説明にならない。おそらく指導者たちの脳裏をかすめたものは、佐賀の乱における江藤新平の悲劇であった。暴発エネルギーを組織内に保留すること、これこそが寸志兵編成を願った第一義的理由であった。そのうえ、立志社の組織を防衛する必要があった。近衛を脱退したものの生活に窮するばかりであった士族たちは、征台の役を契機に復職を願う者がいても不思議ではない。事実、この時期に、片岡健吉とともに海南義

社の「盟約義趣意書」に名を連ねていた北村重頼・山地元治・長尾重名・土谷可也が復職している。かかる雰囲気の中で、立志社は征台の役に何らかの行動をすることにより組織を防衛する必要があった。原の指摘したように、立志社は「此度の一条にて大に勢を得候姿」となったのである。あるいはまた、立志社は組織の拡大をも企図した。「寸志兵編成願之事」を提出し、五千人を組織することを目標に県下を遊説したとされる行動は、たんに組織を防衛しようというより、寸志兵編制の名を借りて県下の全士族を立志社に糾合しようとした可能性が高い。ともあれ、組織の防衛・拡大のために、「国家の外難」を持ち出し、武人としての可能性を示さざるをえないところに、当時の立志社の地平があったといわねばならない。かかる地平は、七七年の西南戦争のとき、権令小池国武（七六年八月～七九年六月在任）に護郷兵団結の願することにも見られ、西南戦争の終結によって武人としての可能性にとどめをさされるまで続くのである。

なお、立志社の「寸志兵編成願之事」にたいして、一〇月二八日、陸軍省の意見で却下された。

- ①『保古飛呂比』第六卷 一六二頁
- ②的野半介『江藤南白』下巻 三九九―四〇〇頁
- ③『自由党史』上巻 一五二―三頁

むすび

立志社は、自由民権運動をするために設立された政社ではなかった。

そもそもその構成員である士族の多くが自由民権の何たるかを理解していなかった。かれらの中核をなす者は、いわゆる征韓論争に敗れた板垣が下野するにともない近衛を脱退した将士たちであった。かれらは、幕藩体制を打倒して明治国家を創出した誇りに生きていた。そのかれらを、政府は国家の近代化のために否定していく。

近衛を脱退した以上、かれらは政府の政策に不満をつのらせる失業者の群にすぎなかった。かれらが暴発するのを防ぐこと、これが指導者たちの任務であった。指導者たちは、こうした士族に就産の道を切り開き、かつ精神的鼓舞をはかるため立志社を設立した。その意味で立志社は、士族の存在意味を模索するための結社であった。設立当初の立志社の活動は、すべて右の点に基礎をもち、立憲政体樹立にむけて運動を開始したとはとてもいえない。

設立時点における幾つかの「趣意書」が示すものは、権利論というより自助の精神の強調にあった。それは、「立志社」という名称自体がスマイルスの『自助論』の中村敬宇による翻訳『西国立志編』から来ていることにふさわしかった。

自助の精神は、まずもって失業士族に物質的自立のすすめとして機能した。設立時立志社は、その意味で失業士族の生活共同組合、あるいは生活互助会のごときのものであった。しかし、最初期立志社のそうした性格に負う種々の事業は成功しなかった。それは、あまりに長きにわたる士族の家産官僚としての性格を急に変えることができなかつたからである。しかし、失業士族の多くを立志社に結集させるという点においては

成功したといえよう。板垣は、このことによって改めて領袖としての地位を確立し、政府への発言権を確保した。

他方、自助の精神は、政治社会に寄与する能力・資格を維持することのすすめとして機能した。そしてこの機能こそ、長期にわたり政治社会の公的なるものを独占し、結果として政治社会の全体利益の擁護者としての士族の志士的人格にふさわしかった。しかし、志士的人格が家産官僚的性格を母体としている以上、家産官僚的性格を払拭できない多くの士族には、志士的人格の自立は不可能であった。志士的人格を自立させるものは、家産官僚としての経験をもたない士族、すなわち植木枝盛のような青年にのみ可能であった。かれら青年たちは、種々の「趣意書」にちりばめられたスマイルスの政治哲学を、権利論として純化する世代であった。しかし、かれらが運動のヘゲモニーを握るには、圧倒的多数の士族が家産官僚的性格を徹底的に否定される時期をまたねばならない。そのときは、士族の存在理由を模索するための運動が、士族であることを否定していく論理を自ら担うときでもある。